

糸島市補助金設計書

所管課	子ども課
-----	------

補助金名称	私立幼稚園副食費補足給付事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 糸島市副食費に係る補足給付事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策1_子育て・親育ちの支援の充実

施策①_安心して生み育てられる環境の充実

1 補助の目的

施設等利用給付認定保護者のうち、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める基準に該当する者に係る施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して、その全部又は一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 成果指標

指標① 実費徴収に係る補足給付を受ける対象者(年間)

目標値① 100 (単位) 人

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

実費徴収に係る補足給付事業

【補助対象者】

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する下記のいずれかに該当する子どもの保護者

①当該世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の子ども

②小学校3年生までの子どものうち、上から数えて第3子以降の子ども

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

保護者が私立幼稚園へ支払った副食費（給食費の内、副食費相当部分）

【補助対象外経費】

保護者が私立幼稚園へ支払った給食費の内、副食費に相当しない部分

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 3 分の 1

【積算根拠ほか】

子ども・子育て支援交付金（国1/3）、子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金（県1/3）

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 4 年度 まで